

病院または診療所薬剤師の勤務歴に関する要件についての疑義解釈(その2)

【令和4年度(2022年度)診療報酬改定に伴う施設基準変更について】

問1 2022年(令和4年)4月以降に施設基準として設定された外来腫瘍化学療法診療料1について、4月中に届出を行う予定ですが、2022年4月は施設基準を満たすでしょうか。

(答) 4月中に届出が行われていれば、施設基準を満たすと判断してよいです。

問2 勤務歴様式1(がん薬物療法に従事していたことの証明書)について、2022年3月以前の様式で作成してしまいましたが、再度証明を取り直す必要がありますでしょうか。

(答) 2022年(令和4年)9月までは、勤務歴様式1は過去の様式であっても申請を受け付けます。なお、2022年(令和4年)10月以降に申請する場合は、新様式による証明以外は受け付けません。

問3 2022年(令和4年)3月までは外来化学療法加算1の施設基準を届出ていましたが、2022年(令和4年)4月以降は外来腫瘍化学療法診療料1の要件を満たすことができず、届出を行うことが出来なくなりました。2022年(令和4年)3月までの勤務実績で申請を行うことができるでしょうか。

(答) 過去の勤務実績のみで要件を満たすことは認めていません。申請時点の勤務施設が施設基準を満たしている必要があります。

問4 外来腫瘍化学療法診療料1の要件が満たせず、一時的に施設基準の届出ができなくなりました。再度、外来腫瘍化学療法診療料1の要件を満たして届出を行った場合の勤務期間はどのように考えたらよいでしょうか。

(答) 施設基準を満たすことが出来なかった期間を中断期間として判断することができます。中断期間が3年以内であれば、中断期間前後の期間を合算して差し支えありません。具体的には、施設基準適合期間(A)→不適合期間(B)→適合期間(C)とし

た場合、B が 3 年以内であり、かつ、A+C が 3 年以上であれば、勤務期間の要件を満たします。ただし、C=0 の場合は要件を満たしません(問 3 参照)。

## 病院または診療所薬剤師の勤務歴に関する要件についての疑義解釈

### 【全般的な事項に関して】

問 1 過去に勤務していた施設の所属長が変わっている場合はどのように書類を提出したらよいでしょうか。

(答) 現在の所属長に過去に勤務していた時の状況を証明してもらうことで差し支えありません。

問 2 過去に勤務していた施設が閉院している場合はどのようにしたらよいでしょうか。

(答) 業務の承継を行っている医療機関がある場合には、承継の経緯を含めて、承継医療機関の所属長に証明を行ってもらうことで差し支えありません。承継を行っている施設がない場合は、過去の勤務状況が確認できないため、勤務期間に入れることはできません。

### 【勤務期間に関して】

問 3 がん薬物療法に従事とはどのような内容を指しているのでしょうか。

(答) がん薬物療法に関係するすべての対物・対人業務が該当します。したがって、患者指導を伴わない抗がん薬調製なども含みます。また、外来患者に限らず、入院患者に対する指導のみでも要件を満たします。

問 4 従事期間中に最大 3 年間の中断期間を認めるとありますが、以下の場合は要件に該当するでしょうか(病院の期間は外来化学療法加算1の施設基準を満たした施設で、がん薬物療法に従事した年数)。

- ① A 病院 1 年間→薬局 3 年間→B 病院 2 年間
- ② A 病院 1 年間→薬局 2 年間→B 病院 1 年間→休職 1 年間→C 病院 1 年間
- ③ A 病院 3 年間→休職 3 年間

(答) ①及び②は要件に該当します。ただし、勤務施設が変わった場合は、それぞれ

の施設の所属長から、がん薬物療法に従事していたことの証明書を提出する必要があります。③については、休職期間中に当該施設への在籍が保たれている場合であっても、申請時点でがん薬物療法に従事していない場合は、要件を満たすことはできません。

問 5 施設内の担当業務が配置換え等の理由により、がん薬物療法に従事していない期間がありますが、その期間は中断期間として認めることはできるでしょうか。

(答)がん薬物療法に従事していない期間を中断期間として算入することは差し支えありません。